



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2024年4月17日

No. VNM_040

ベトナム競争法の現在地 —M&A 管理（経済集中規制）の執行状況を中心に—

執筆者：弁護士 [入江 克典](#) / 弁護士 [及川 泰輔](#) /
ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

目次

1. はじめに
2. 経済集中規制の要点
3. 経済集中規制の執行状況
4. おわりに—ベトナム競争法の現在地—

1. はじめに

ベトナムでは、2019年7月1日に改正競争法（No.23/2018/QH14。以下「本法」）が施行され、2020年5月には、本法の詳細を規定した政令（No.35/2020/ND-CP。以下「本政令」）が施行されました。これらの改正に伴い、近年、ベトナム当局による競争法規制の執行状況に顕著な変化が見られています。

例えば、ベトナム競争法上、一定のM&A（経済集中）を行う企業は、ベトナム当局に届出（経済集中届出）を行う必要がありますが（本法第33条）、この経済集中届出の件数は年々増加傾向にあります（図表1）。

【図表1】



出典：VCCA発行の各年度の年次報告書

また、2023年4月には、ベトナム競争法の正式な執行機関である国家競争委員会(VCC)が発足したことにより、経済集中規制の執行体制が整備されました。かかる現状を踏まえると、今後VCC先導のもと、ベトナムでの経済集中規制がどのように運用されるのか、その動向を注視していく必要があります。

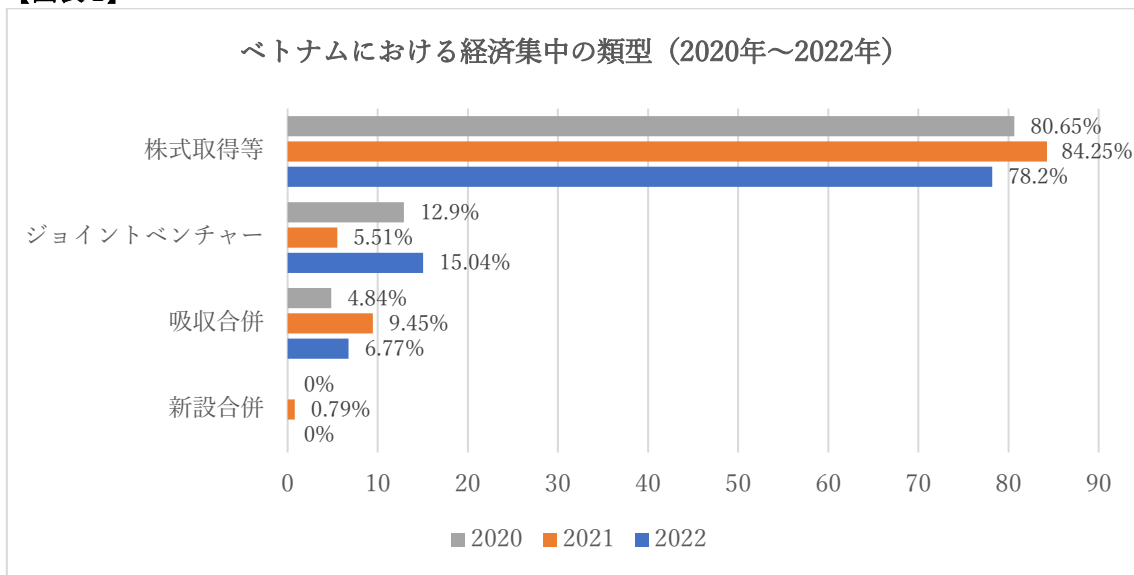
この点、競争・消費者庁(VCCA)の発行する「Annual Report」（年次報告書）には、経済集中の具体的な事例が紹介されており、これらを分析することは、ベトナム市場に影響を与えうるM&Aを検討する企業にとっての予見可能性に資するものと考えられます。そこで、本稿では、ベトナム競争法における経済集中規制の要点を解説した上で、具体的な過去事例を紹介し、ベトナム当局による競争法の執行状況について考察します。

2. 経済集中規制の要点

(1) 定義等

ベトナムにおける経済集中は、主に、①吸収合併、②新設合併、③事業者買収（株式取得等）、④事業者間の共同事業（ジョイントベンチャー）に分類されます（本法第 29 条）。ただし、ベトナムにおける経済集中では、③事業者買収（株式取得等）による M&A が採用されるケースがほとんどです（図表 2）。

【図表 2】



出典：VCCA・KPMG “Report on Economic Concentration Activities in 2022”

①から④の定義は、それぞれ以下のとおりです。

- ① 吸収合併とは、一つ又は複数の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益のすべてを他の事業者へ承継させることにより、吸収合併された事業者の経営活動を終了又はその事業者を消滅させることをいいます。
- ② 新設合併とは、二つ以上の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益のすべてを新たに設立する会社に承継させることにより、それら事業者の経営活動を終了又はその事業者を消滅させることをいいます。

- ③ 事業者買収とは、一つの事業者が直接又は間接にその他の事業者の全部又は一部の資本、財産を購入して、買収される事業者又はその事業者の一部の分野、業種を統制、支配することをいいます。この「支配」の基準につき、買収者が、対象企業の定款資本の 50 パーセント超を保有する場合、議決権株式の 50 パーセント超を保有する場合、対象企業の全部もしくは 1 つの事業分野の資産の 50 パーセント超を保有する場合または対象企業の重要事項¹の決定権を有する場合に、「支配」しているとみなされます（本政令第 2 条第 1 項）²。
- ④ 事業者間の共同事業とは、二つ以上の事業者が共に自らの財産、権利、義務、合法的利益を抛出して新しい一つの事業者（事業）を作り出すことをいいます。

そして、経済集中のうち、事業者がベトナムの市場において「顕著な競争制限効果」を惹起する又はそれを惹起する可能性のある経済集中を実施することは禁止されています（本法第 30 条）。この「顕著な競争制限効果」の判定について、改正前の競争法では、「経済集中を行うことにより関連市場における合計市場シェアが 50 パーセントを超える」か否か（いわゆる形式ベースのアプローチ）が基準とされていました（改正前競争法第 18 条）。

一方で、本法では、市場シェアに加え、他の競合事業者との関係や経済集中後の事業者の能力、競争優位性等を総合的に考慮して決定されます（本法第 31 条）。また、VCC は、経済集中の否定的な影響だけでなく、肯定的な影響をも加味して経済集中該当性を判断することができます（いわゆる効果ベースのアプローチ、本法第 32 条、政令 No.35/2020/ND-CP（以下「本政令」）第 16 条）。

(2) 経済集中届出

以下の届出基準（図表 3）に該当する場合には、経済集中を進める前に、VCC に対して経済集中届出を行う必要があります（本政令第 13 条第 1 項から第 3 項）。

【図表 3】

		業種			
		金融機関※2	保険会社	証券会社	その他
届出基準	総資産 ※1	ベトナムにおける金融機関の 総資産の 20%	15 兆 VND	15 兆 VND	3 兆 VND
	総売上高 または 仕入原価 ※1	ベトナムにおける金融機関の 総売上高の 20%	10 兆 VND	3 兆 VND	3 兆 VND
	取引額	ベトナムにおける金融機関の 総定款資本の 20%	3 兆 VND	3 兆 VND	1 兆 VND
	合計市場 シェア	20%以上	20%以上	20%以上	20%以上

※1 対象者が関連企業グループに属している場合、「総資産」及び「総売上高または仕入原価」の基準については、取引に直接参加する当事者だけでなく、グループ全体の連結ベースで計算されます。

※2 「金融機関」には、銀行及びノンバンクが含まれます。

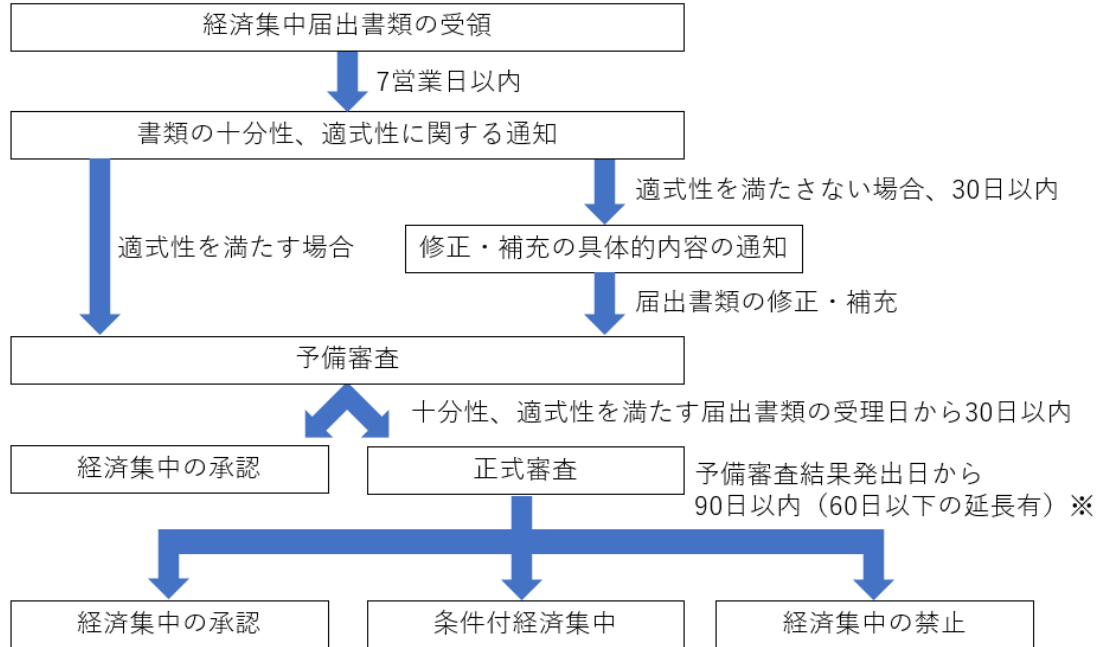
1 「重要事項」には以下が含まれます。①取締役会の構成員の多数もしくは全員、社員総会会長、社長の選任、解任または罷免を直接的または間接的に決定すること、②対象企業の定款を変更すること、③対象企業の経営組織形態の選択、事業の分野・業種・地域・形態の選択、経営の規模及び分野・業種の調整選択、経営資本の調達・分配・使用の形式・方式の選択を含む、買収される事業者の経営活動における重要な事項を決定する権利（本政令第 2 条第 1 項）。

2 なお、筆者らは、被買収者が対象企業における「拒否権」を保有している場合（例えば、特別決議を拒否できる 35 パーセント超の株式や契約上の権利を有している場合）においても、本法において、買収者が対象企業を「支配」することにあたらなるとして、本条項の解釈を限定した VCCA の見解に接した経験を有しています。

(3) 手続の過程

経済集中届出の具体的な手続の過程は、図表4のように整理することができます（本法第35条から第38条、第41条）。

【図表4】



※VCCは2回まで情報・資料の補充を要求でき、当該期間は審査期間に算入されない。

出所：筆者作成

(4) 予備審査・正式審査

予備審査では、いわゆるハーフィンダール・ハーシュマン指数(HHI)が用いられます。具体的には、以下の基準に該当する場合には、経済集中が承認されるものと規定されています（本政令第14条第2項）。

- ① 経済集中に参加する事業者の市場シェアの合計が、関連市場において20パーセント未満である場合
- ② 経済集中に参加する予定の事業者の市場シェアの合計が、関連市場において20パーセント以上であり、かつ、関連市場における経済集中後の各事業者の市場シェアの値の二乗の総和が1,800未満である場合
- ③ 経済集中に参加する予定の事業者の市場シェアの合計が、関連市場において20パーセント以上であり、関連市場における経済集中後の各事業者の市場シェアの値の二乗の総和が1,800を超え、かつ、関連市場における各事業者の市場シェアの値の二乗の総和の経済集中前後の増分が100未満である場合
- ④ 特定の商品・役務の製造・流通・供給連鎖において相互に関連し、または事業分野・業種が相互に投入または補充し合う経済集中に参加する各事業者の市場シェアが、それぞれの関連市場において20パーセント未満である場合

正式審査では、本法第 31 条及び本政令第 15 条、第 16 条に規定される考慮要素を踏まえ、対象となる経済集中が、「顕著な競争制限効果」を惹起する又はそれを惹起する可能性があるものと判断された場合には、かかる経済集中が禁止されることとなります。

(5) 罰則

経済集中に関する規定に違反した場合には、経済集中規定に係る違反行為をした事業者における、違反行為をした年度の前会計年度の総収入の 5 パーセント以下の制裁金が課せられます（本法第 111 条第 2 項）。

3. 経済集中規制の執行状況

(1) 競争法改正前—Grab・Uber 統合事例—

ア. 事案の概要

2018 年 3 月 25 日、GrabTaxi Co. Ltd (“GrabTaxi”) と Uber Vietnam Co. Ltd (“Uber Vietnam”) は、Uber Vietnam の事業及び資産を売却し、Uber Vietnam の売却資産に関する義務、Uber Vietnam の事業活動及びその他の利益を GrabTaxi に譲渡し、受諾する旨の売買証書に署名しました（以下「本件買収」）。2018 年 4 月 8 日午後 11 時 5 分（ベトナム時間）をもって、ベトナムにおける Uber のアプリケーションは正式に停止しました³。

本件買収の結果、Uber Vietnam はベトナム事業から撤退したため、GrabTaxi は、ハノイ、ホーチミンにおける 9 人乗り以下のライドヘイリングサービス市場において、それぞれ 44.10 パーセント、82.68 パーセントの市場シェアを獲得しました⁴。

イ. 判断内容

当初 VCCA は本件買収を違法と判断しましたが、その後、当時最終決定権限を有していた競争審議会により当該判断が覆され、一転して適法と結論付けられました。

上記判断の理由につき、競争審議会は、概要以下のとおり述べています⁵。

- ① GrabTaxi は、本件買収によって、Uber Vietnam の議決権を取得していないこと
- ② Uber Vietnam は、ベトナムでライドヘイリングサービスを提供するための登録を受けておらず、また、本件買収の対象に Uber B.V.が運営する Uber App 等が含まれていなかったことから、GrabTaxi の本件買収によって、ベトナムにおける 9 人乗り以下のライドヘイリングサービス市場に影響を与えていないため、本件買収は、当時の競争法上では、GrabTaxi が Uber Vietnam を「支配」したとはいえないこと

3 2019 年 VCCA 年次報告書 16 頁（ベトナム国内にて閲覧可能）

http://www.vcca.gov.vn/default.aspx?page=document&category_id=154b131f-af6c-4af7-ae32-a71f70b1f298¤t_id=7a6db5ba-88dd-4f41-8f46-9ba54b5b05dc#（最終閲覧日：2024 年 4 月 17 日）

4 Ha, Binh Thi Thanh. "Developments in the Extraterritorial Application of Vietnamese Competition Law – Grab’s Acquisition of Uber’s Southeast Asia Operation." IIC - International Review of Intellectual Property and Competition Law Online First (2024): p.6

5 Conclusion No.26/QD-HDXL of the VCC

ウ. 考察⁶

本件買収が適法と判断された要因は、改正前競争法の規定内容にあります。すなわち、改正前競争法の適用対象はベトナム国内の事業者に限定されていたため（改正前競争法第2条）、当局は、東南アジア地域全体で行われた Grab の Uber 買収によるベトナム市場への影響を適切に評価することができませんでした。また、改正前競争法上の「事業取得」に該当するには、対象企業における一定の資本を取得する必要がありました（改正前競争法第17条第3項及び政令 No.116/2005/ND-CP 第34条）。本件では、GrabTaxi は Uber Vietnam の資本を一切取得していないため、当時の「事業取得」の要件に該当しなかったこととなります。

このような規定内容は、競争法の改正により刷新されています。改正後は、ベトナム国外の事業者も本法の適用対象となり（本法第2条）、また、「事業者買収」（改正前競争法上の「事業取得」に該当）の要件では、資本を取得しない場合であっても、一定の資産や事業の取得によって当該要件を満たすものと規定されました（本法第29条第4項、本政令第2条第1項）。したがって、改正後の競争法下では、本件買収が成立する可能性は低いものと考えられます。

(2) 競争法改正後

ア. Vinamilk と Kido の JV 設立事例⁷

(ア) 事案の概要

2020年8月25日、VietNam Dairy Products Joint Stock Company（“Vinamilk”）と Kido Group Joint Stock Company（“Kido”）は、JV 設立のため（資本割合 Vinamilk：51パーセント、Kido：49パーセント）、ベトナム商工省に対して、経済集中届出を提出しました。Vinamilk と Kido は、ベトナム法に基づき設立された企業であり、2020年のベトナムにおけるアイスクリーム市場では、それぞれ9.1パーセント、43.5パーセントのシェアを有していました⁸。

(イ) 判断内容

同年10月29日、同届出に基づく正式審査の結果として、ベトナム商工省は、本経済集中が、本法により禁止される経済集中に該当しないものと発表しました。ただし、両社はいずれも関連市場において大きな市場シェアを有するため、健全で効率的な競争環境の維持の観点から、当局による両社の監視を強化するとともに、経済集中後の合弁会社に対して競争法規定を順守することを要請しました（条件付経済集中）。

(ウ) 考察

両社の市場シェアの合計は50パーセントを上回るため、改正前競争法であれば、両社の合弁会社の設立により「顕著な競争制限効果」を惹起する可能性があるとして判断された事例であったと考えられます。当局は、他の考慮要素（他の競合事業者との関係や経済集中後の事業者の能力、競争優位性等）を加味した上で禁止される経済集中に当たらないと判断したものと思われませんが、具体的な判断過程は明らかではありません。

⁶ 前掲注3 p.13 以下

⁷ VCCA “Annual Report 2020” p.29

⁸ ベトナム輸出支援プラットフォーム 農林水産省「ベトナム向け乳製品の輸出に関するレポート」

(<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform/pdf/platform-184.pdf>)（最終閲覧日：2024年4月17日）

イ. Sojitz Osaka Gas Energy Company Ltd.と株式会社 Loop の JV 設立事例⁹

(ア) 事案の概要

2021年9月27日、Sojitz Osaka Gas Energy Company Ltd. (“SOGEC”)と株式会社 Loop (“Loop”)は、JV (“SOL Energy”)設立のため(資本割合 SOGEC : 70 パーセント、Loop : 30 パーセント)、ベトナム商工省に対して、経済集中届出を提出しました。

SOL Energy は、ベトナム南部ドンナイ省のロンドゥック工業団地において、顧客に対して屋上太陽光発電設備を設置するサービスを提供することとされていました。また、VCCA の年次報告書上では、ベトナムの屋上太陽光発電市場の特徴等について以下のとおり取り上げています。

- ・ 2020 年において、政府がベトナムの屋上太陽光発電市場に関する多くの政策やメカニズムを順次発行していること
- ・ 屋上太陽光発電により供給される電力は、停電時の追加バックアップ電源に過ぎず、工業団地の総電力需要のごく一部を占めるに過ぎないこと
- ・ 屋上太陽光発電は、国の送電網への負担を軽減し、事業効率を高める上で重要な役割を果たしていること
- ・ 屋上太陽光発電市場は、急成長している新しい市場であり、多くの競合他社が参入する非常に競争の激しい市場であること

(イ) 判断内容

同年 10 月 11 日、同届出に基づく正式審査の結果として、ベトナム商工省は、本法により禁止される経済集中に該当しないものと発表しました。

(ウ) 考察

本判断の具体的な過程は明らかではないものの、VCCA の年次報告書の記載内容からして、市場シェアだけでなく、SOL Energy の設立が及ぼす肯定的な影響(国の送電網の負担軽減等)と否定的な影響(屋上太陽光発電により供給される電力が工業団地の総電力需要のごく一部であること、屋上太陽光発電市場が競争の激しい市場であること)を総合考慮した結果、「顕著な競争制限効果」を惹起するおそれはないと判断されたものと予想されます。

ウ. VCC 発足後の公表事例

2023年4月1日にVCCが発足して以降、本稿執筆時点(2024年4月17日)までの間に、VCCAのホームページ上で、4件の公表事例が掲載されています(いずれも条件付経済集中の判断)¹⁰。しかしながら、いずれの公表事例についても事案の概要すら不明確であり、また、VCCが課した条件は、市場支配力の濫用に関する規制やカルテル規制の順守及び要請があった場合の報告義務等について、当事者に穏やかに注意を促すものであり、VCCの判断過程をうかがい知ることのできる内容ではありません。

⁹ VCCA “Annual Report 2021” p.27、双日株式会社ホームページ参照
(<https://www.sojitz.com/jp/news/article/20211022.html>) (最終閲覧日：2024年4月17日)

¹⁰ VCCA ホームページ参照(ベトナム国内にて閲覧可能)
(http://www.vcca.gov.vn/default.aspx?page=news&do=browse&category_id=e0904ba0-4694-4595-9f66-dc2df621842a¤t_id=48caff09-211e-4400-b9b8-ab2de0dfe989&p=1) (最終閲覧日：2024年4月17日)

4. おわりに —ベトナム競争法の現在地—

以上のとおり、経済集中規制の判断過程について、今後、VCC によってより詳細な情報が公開されることが期待されます。ベトナム市場に影響を与えうる M&A を検討する企業は、引き続き VCC の活動状況を注視するとともに、状況に応じた適切な対応を取ることが求められます。さいごに、本記事執筆時点において把握できる情報から、「ベトナム競争法の現在地」について分析してみたいと思います。

(1) 効果ベースのアプローチの実践

VCCA の年次報告書の記載内容から、ベトナム当局は競争法の改正を機に、経済集中が競争法により禁止されるか否かについて、市場シェアの値等の形式的な数値だけではなく、市場に対して及ぼす影響を総合的に考慮して判断していることがうかがえます。

例えば、Vinamilk と Kido の JV 設立事例では、市場シェアが合わせて 50 パーセントを超えるにもかかわらず、禁止される経済集中に該当しないと判断されました。その判断過程は明らかではありませんが、考慮要素の一つとして、本件が JV 設立の事例であり、出資会社間に直接の株式所有関係が形成されるわけではなく、あくまで JV を通じて互いに間接的な影響を及ぼし合うに過ぎなかったこと¹¹が加味されているように思われます。

(2) 肯定的な影響等の評価

SOGEC と Loop の JV 設立事例では、VCCA の年次報告書上で、本件 JV 設立による肯定的な影響や市場の性質等が詳しく記載されている点に特色があります。こちらも判断過程は不明ですが、ベトナム当局は、経済集中による具体的な影響を実際の市場環境等に基づいて分析的に評価しているものと思われます。

(3) 低すぎる届出基準の設定と適用除外規定の欠如

本法の届出基準は、やや低すぎるように読めます。例えば、不動産開発事業、エネルギー事業、物流事業の場合には、届出基準の内の総資産、総売上高、取引額の基準を容易に上回ってしまいます。また、本法には、届出基準における適用除外が規定されていません。適用除外規定の欠如は、グループ内再編取引のような、市場における競争制限効果のない取引に対する過度な規制をもたらします¹²。実際に、本法及び本政令の施行（2020年5月）以降、経済集中届出件数は着実に増加しています（図表1参照）。しかしながら、正式審査に進む取引はごくわずかな上（2020年から2023年上半期までの期間に報告された経済集中届出件数422件の内、正式審査に至ったのはわずか10件であり、これらの案件の合計市場シェアはすべて20パーセントを超えています）、現実にベトナム当局に阻止された取引は存在しません。

今後、届出基準の調整と適用除外規定の導入が予定されているとの筆者らが得た情報によれば、法令改正により当局による合併審査の効率化を図られることが予想されます。

以上

11 公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第1.1(1)ウを参照 (<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin.html>)（最終閲覧日：2024年4月17日）

12 グループ内取引は、競争力に悪影響を与えないという理由により、VCCAによって承認された前例があります（2009年のPV DrillingとPVDIの合併など）。また、2024年の初めには、中国でも過度の規制を回避するため、届出基準を引き上げました。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#) (オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association)

Email: anh.mai@aplav.jp

*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士 [及川 泰輔](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)

Email: taisuke.oikawa@aplav.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplav.jp

弁護士 [岸田 梨江](#) (パートナー、第一東京弁護士会)

Email: rie.kishida@aplav.jp

弁護士 [上東 亘](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: wataru.kamihigashi@aplav.jp

弁護士 [入江 克典](#) (オブ・カウンセル、東京弁護士会)

Email: katsunori.irie@aplav.jp

インドネシア

弁護士 [宮西 啓介](#) (アソシエイト、東京弁護士会)

Email: keisuke.miyanishi@aplav.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

また、その他メコン地域の国々 (ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー) のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: aandsvietnam@aplav.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方は[ニューズレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。